

網走市立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針

令和 5 年 12 月

網走市教育委員会

1 趣旨

この指針は、いかなるハラスメントも許さない組織風土の醸成、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は各号に定めるものとする。

(1) ハラスメント

次に掲げるものの総称をいう。

①パワー・ハラスメント

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

②セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

③妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

職場における職員に対する次に掲げるものに関する言動であって、当該職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

ア 妊娠又は出産

イ 妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用

ウ 育児に関する制度又は措置の利用

エ 介護に関する制度又は措置の利用

④その他のハラスメント

①から③までのように明確に定義されていないが、行為者本人の意図にかかわらず、他の者の人格や尊厳を傷つける言動で、当該者に不利益や不快感を与える行為をいう。

(2) 職員

網走市立学校に勤務している全ての教職員をいう。

(3) 道教委指針

北海道教育委員会が定める「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針」をいう。

(4) 道教委運用要綱

北海道教育委員会が定める「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針運用要綱」をいう。

3 職員の責務

- (1) 職員はハラスメントをしてはならない。
- (2) 職員は、自らの仕事への取組や日頃の振る舞いを顧みながら、他の職員と能動的にコミュニケーションを図らなければならない。
- (3) 職員は、職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、次に掲げる必要な行動をとるよう努めなければならない。
 - ①ハラスメントやハラスメントに当たるおそれがある言動が見受けられる場合は、注意を促すこと。
 - ②被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。
 - ③ハラスメントを直接に受けていない者も気持ちよく勤務できる環境をつくるために、ハラスメントと思われる言動が行われている状況について上司等に相談すること。
- (4) 職員は、道教委運用要綱第2に規定する事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

4 学校長等管理職員の責務

- (1) 学校長等管理職員は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合（ハラスメントに関する申出及び相談（以下「申出等」という。）が職員からなされた場合を含む。）においては、必要な措置を迅速かつ適切に対処しなければならない。
- (2) 学校長等管理職員は、申出等、当該申出等に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。
- (3) 学校長等管理職員は、職員に対し、道教委運用要綱第2に規定する事項の周知徹底を図らなければならない。
- (4) 相談者及び行為者の意向を十分に聴取した上で、事務分掌の変更や人事上の措置の必要性を検討するものとする。

5 網走市教育委員会の責務

- (1) 網走市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。
- (2) 教育委員会は、職員からハラスメントに関する申出等がなされた場合には、当該申出等にかかる問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- (3) 教育委員会は、ハラスメントに関する申出等及び当該申出等にかかる調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

6 相談体制

(1) 学校長等管理職員は、ハラスメントに関する児童・生徒、保護者及び地域住民並びに職員からの申出等に対応するものとする。

また、学校長等管理職員は、申出等の対応を行った場合には教育長へ報告するものとする。

(2) 教育委員会は、ハラスメントに関する申出等に対応するため次のとおり相談窓口を設置する。

相談窓口	相談員
網走市教育委員会 学校教育部	学校教育部長 学校教育部次長 学校教育部学校教育課長

(3) 相談窓口は、次の申出等を受け付ける。

- ①職員によるハラスメントを受けた児童・生徒又はその保護者からの申出等
- ②学校等において職員によるハラスメントを児童・生徒が受けているのを見た児童・生徒、保護者又は職員からの申出等
- ③職員によるハラスメントを受けた職員からの申出等

7 申出等の処理

教育長は、相談員等からの報告に基づき、事案の内容又は状況から判断し必要と認めるときは、速やかに事実関係の確認及び調査を行い、問題の解決を図るため必要な措置を講ずるものとする。

8 プライバシーの保護

ハラスメントに関する申出等の処理を担当する相談員は、相談者及び関係者のプライバシーの保護に努め、相談者が申出等をしたことによって不利益を被らないように留意しなければならない。

9 その他

この指針に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関して必要な事項は、道教委指針及び道教委運用要綱を準用する。